

第十六回 参議院厚生委員会會議錄第八号

昭和二十八年七月三日(金曜日)午前十一時三十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 堂森 芳夫君
理事 大谷 榮清君
常岡 一郎君

委員

榊原 亨君
中山 壽彦君
西岡 ハル君
横山 フク君
林 了君
廣瀬 久忠君
有馬 英二君

政府委員

厚生政務次官 中山 マサ君
厚生省医務局長 曾田 長宗君
厚生省社会局長 安田 巖君
厚生省児童局長 太宰 博邦君
事務局側 常任委員 草間 弘司君
会専門員 多田 仁巳君
常任委員 会専門員 局庶務課長 牛丸 義留君

説明員

厚生省保険 牛丸 義留君
局庶務課長

本日の会議に付した事件

○食品衛生法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
○と畜場法案(内閣提出、衆議院送付)
○民生委員法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○社会保障制度に関する調査の件
(厚生省関係昭和二十八年度予算に
関する件)
(九州地方の水害に就いての報告の
件)

○委員長(堂森芳夫君) 只今から委員
会を開きます。

食品衛生法の一部を改正する法律案
を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

○政府委員(中山マサ君) 只今議題と
なりました食品衛生法の一部を改正す
る法律案につきまして、提案理由を御
説明いたします。

今回の改正は、輸入食品による危害
を防止するため、衛生上有害の虞れの
ある食品の輸入を禁止し、食肉につい
ては、相手国政府発行の証明書の添付
されたものでなければ輸入してはなら
ないこととし、これらに違反して輸入
された食品につき必要な行政処分を行
うことができるようにしようとするも
のであります。即ち、戦後食糧需給の
逼迫した際に輸入されました食品中
には、衛生上いかにわしいものがあり
あり、このため多くの中毒その他の事
故の発生を見たのでありますが、食糧
需給のほぼ平常化したと考えられます
今日におきましても、なお相当量の衛
生上不良な食品が輸入されている現状
であります。

この輸入食品による事故を防止いた
しますためには、それを流通、消費の
段階において、監視することも必要で

ありましようが、輸入食品は、もとも
と国内産の食品と異なり、製造、加工
等の段階において、我國の監視を受け
ていないものでありますから、これだ
けでは十分であります。どうしても
その輸入時に十分注意して衛生上不良
な食品を輸入しないようにすると共
に、万一、衛生上不良な食品が輸入さ
れました場合には、直ちに適当な措置
をとることが必要であり、且つ、能率
的であると考えるのであります。

又、食肉等は、人畜共通の疫病の感
染源となる危険性が強いものでありま
すので国内においては、すべて屠場に
おきまして厳重な検査を経ております
が、輸入食肉等につきましましては、我國
においてこのような検査を行うことが
できませんので、同様な検査の結果安
全であることを相手国に保障してもら
う必要があると考えるのであります。

以上、提案理由につきまして御説明
いたしました。何とぞ慎重に御審議
の上、速かに議決あらんことを切望す
る次第であります。

○委員長(堂森芳夫君) 本法案の審議
は次回に譲りたいと存じますが御異議
はございませんか。

○委員(中山マサ君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(堂森芳夫君) 次にと、と畜場法
案を議題といたします。

○政府委員(中山マサ君) 只今議題と
なりましたと畜場法案につきまして、

提案理由を御説明いたします。

と畜場は、食用に供するための獣畜
の処理が行われる施設であります。こ
で、食肉の衛生を確保いたしますため
には、と畜場に対して十分な衛生
面の監督が必要であります。共に、一
方環境衛生の見地からも、と畜場の経営
が衛生的に行われることが必要と考え
られるのであります。

このような意味におきまして、と畜
場及び食用の目的で行う獣畜の処理に
関しましては、明治三十九年に制定さ
れました屠場法によりまして今日まで
必要な規程を設けてまいりました。

が、この間屠場法の部分的な改正はあ
りましたが、本質的な改正を見ており
ませんので、今日の社会情勢に適合し
ない点が残存するのであります。例えば
最近の農村の家畜の増産に伴いまして
と畜場の適正な普及を図ることが必要
と考えられるのであります。従いまし
て今回、現行の屠場法を廃止いたしま
して新たにと畜場法を制定しようとし
るものであります。

現行の屠場法におきましては、と畜
場は公営の大と畜場を原則的なものと
考えておつたのでありますが、新たに
簡易と畜場の制度を設けますと共に従
来の公営主義の考え方を改めまして、
衛生上支障のない限り、と畜場の設置の
途をできるだけ広くしますことが先ず
第一に必要であると考えられるのであ
ります。

次に、と畜場以外の場所で食用の目的
で獣畜を処理することができず場合

を法律で明定致しますとともに、この
場合におきましても都道府県知事が公
衆衛生上必要な指示を与えることがで
きるようにしまして、獣畜の処理が衛
生上適正に行われるようにしたいと考
えるものであります。

更に、と畜場において行われますと
畜検査員の検査を受けていない食肉等
を販売の目的で譲り受けることを禁止
しまして、食肉の安全を図りたい所存
であります。その他と畜場の監督に関
する規定の整備を図る等所要の改正を
行う必要があると考える次第でありま
す。

以上、この法律案を提案いたします
理由を御説明いたしました。何とぞ
慎重に御審議の上、速かに御可決あら
んことを御願ひする次第であります。

○委員長(堂森芳夫君) 本法案の審議
も次回に譲りたいと存じますが、御異
議ございませんか。

○委員(中山マサ君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(堂森芳夫君) 次にと畜場法
案の一部を改正する法律案を議題とい
たします。提案理由の説明を願いま
す。

○政府委員(中山マサ君) 只今提案に
なりました民生委員法の一部を改正す
る法律案につきまして、提案の理由を
御説明申し上げます。

改正の第一点は、民生委員の職務に
つきまして、福祉事務所その他の関係

行政機関に対する協力関係を明確にしたことである。即ち、昭和二十五年の生活保護法の改正によりまして、民生委員は、同法の実施について補助機関から協力機関に変更されたのであるが、現行の民生委員法におきましては、この点が必ずしも明確であるとは考えられませんでした。今回民生委員が福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力することについて、特に明文の規定を設けることによりまして、両者の職務内容と責任分野との明確化を図ることにいたしましたのであります。

又、これと関連しまして、生活保護法第二十二條に規定する「求められたとき」の字句が、社会奉仕者としての立場から進んで保護指導の実施に當つております民生委員の積極的意欲を冷却する虞れがある現状に鑑みまして、今回、これらの字句を削除し、民生委員が自発的に協力できるようにすることによつて、生活保護事務の円滑適正な実施に遺憾なきを期することにいたしましたのであります。

改正の第二点は、民生委員推薦会の組織を改めたことである。即ち、民生委員推薦会は、従来、市町村の議会の議員、社会事業の実施に係る者、学識経験者をもつて、構成されていたのでありますが、このような方法では社会福祉の各分野の意見を充分代表するような適任者が必ずしも委嘱されない憾みがありましたので、今回の改正におきまして、推薦委員会の委員を広く社会福祉全般の代表者の中から委嘱できるように、その範囲を具体的に明示するとともに、その定数を各分野についてそれぞれ二名以内とする

ことにいたしましたのであります。

第三点といしましては、民生委員協議会の任務中に福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に當ることを附加すると共に、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体即ち市町村社会福祉協議会の組織に加わることができるとし、民生委員協議会が地域社会における社会福祉の積極的増進に広い視野に立つて活動することができるとしたものであります。

第四点は、常務委員及び常務委員協議会に関する規定を法律上削除し、すべて民生委員協議会の自主的運営に委ねることとした点であります。最後に、民生委員事務所を廃止したことでもあります。

なおこのほか民生委員の改選が全国一斉に行われるようにするため、補欠による民生委員の任期は、前任者の残任期間とすることに改めると共に、現在の民生委員の任期は本年十一月末日に終るものとする経過措置を講じた次第であります。

以上がこの法律案の概要であります。が、何卒慎重御審議の上、速かに可決せられんことを御願ひ申し上げます。

○委員長(豊森芳夫君) 本法案の審議も次回に譲りたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(豊森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(豊森芳夫君) 次に社会保障制度に関する調査の一環として厚生省関係昭和二十八年年度予算について前回に引続き質疑を続行いたします。社会

局、児童局、保険局関係について先ず関係局長の説明を求めます。保険局の説明の前に曾田局長からこの前の榊原委員からの質問に対して発言を求めておりますので発言を許します。

○政府委員(曾田良典君) 今回の九州における水害に當りまして、医療機関の被害状況を報告するようというお求めがございましたが、只今丁度現地へ派遣しておりますものから報告が入りましたのでその数字を御報告申し上げます。

被害地は御承知のように広汎に亘つておりまして、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、それに中国の山口と、こういうように六県に亘つておるのであります。その病院につきましては四百七十病院でございますが、そのうち六十一が被害を蒙つておる。それから診療所といしましては六千余りになつておるのであります。そのうち七百七十四被害診療所があるという報告が参つておりまして、その被害の損害額は推定いたされるところでは二億八千五百万ばかりと推定されております。

極く簡単にございまして、以上。

○説明員(牛丸義留君) 保険局関係の今年度の予算案につきまして前回の會計課長の説明を補足いたします。

保険局関係の二十八年年度の予算案におきまして前年と特に違つております点は、お手許にありますが、御覧によりますと一番大きな点は国民健康保険に關する補助費でございますが、国民健康保険の助成に必要な経費として二十七年年度におきましては三億五千六百万円の経費が一般会計から繰入れられたわけでございまして、二十八年年度の予算案におきましては總計で五十七億

四千六百万円になつておるわけでございます。その内訳をいたしましては助成交付金の二十九億六千万円、それから再建整備が四億六千万円、端数は切り捨てたんですが、それから直営診療所の設置補助四億等が最も重要な費目でございます。その他普及指導補助金、保険者補助金、保健指導医補助金、団体連合会の補助金、審査会補助金等が若干でございます。その合計が五十七億四千六百四十六万二千元でございます。そのほかの経費をいたしましては健康保険組合の補助が、これは従来と同様でございます。事務費の十割の補助でございます。それから結核病床はこれは前年同様三分の一の補助でございます。

○林了君 ちよつと発言中ですが、予算書の番号で、それから頁と何番の何項というところで御説明頂ければ非常に都合がいいのですがね。

○説明員(牛丸義留君) 只今御説明申し上げておりますのは、この前の予算書の十六頁の三十九の点でございます。健康保険組合補助というのは四億四千六百二十六万六千元でございます。これは事務費の十割と、それから結核病床一千五百床に對しての三分の一の補助でございます。それから四十番目の船員保険の国庫負担と申しますのは、これは事務費の十割とそれから保険給付費や失業保険、陸上の失業保険と同様に給付費の三分の一を国庫が負担するわけでございまして、その失業保険の三分の一、それから年金は陸上の坑内夫と同様に十分の二でございまして、それから戦争危険分というの、これは戦争中に危険水域に働いていたものに対する給付はすでに

発生した分でございますが、その給付は全額国が持つというふうになつておりますので、それが十割、これは金額をいたしましては九千八百八十五万円でございまして、それから結核病床は、船員保険におきましては二百床だけ割当がございましたので、その三分の一を一般会計から繰入れるというふうになつておるわけでございまして、その合計が二億八千六百四十七万七千元でございます。それから四十一は先ほど御説明いたしましたように、国民健康保険の補助が五十七億四千六百四十六万二千元。その次は厚生省一般行政経費、これは一般事務処理の経費でございます。八億七千九百二十七万七千元でございます。これはいわゆる事務処理に要する業務取扱の費用でございます。全額一般会計からの繰入でございます。保険関係で主として説明を要する分は以上申し上げました諸点でございます。

○委員長(豊森芳夫君) 次に社会局長に説明を願ひます。

○政府委員(安田巖君) 二十六の生活保護費から御説明申し上げます。二百五十三億七千二百七十万、昨年度が二百四十六億一千四百万でございますから、七億五千八百七十万円の増になつております。内訳を簡単に申し上げますと、生活扶助費が百二十五億八百七十七万一千円、昨年度が百二十五億六千八百五十九万三千円、差引十四億四千何がしの増となつておるわけであります。これは人員が昨年の八月の扶助人員を基礎にいたしまして、そうして昭和二十七年八月と二十八年年度の日本の人口の増加率というものを見まして、その増加率をかけた人員だけ増えた計

算になつております。なお単価でござ
いますけれども、従来は昨年の予算で
ございまして、東京都におけ標準五人
世帯で七千二百円でございまして、今
度は八千円にいたしたいというものが
単価の引上になつております。ここに七千三
百五十四円となつておりますのは、本
年の一月に米価の改訂がございした
ので、予算は七千二百円にございし
たが百五十四円だけ増えたわけであ
ります。これは実質的には七千三百五
十四円と七千二百円との差額だけが今
度増えておる、こういうことになつて
おります。

それからその次の住宅扶助費でござ
います。これは差引一億六千八百八
十千円ばかり増になつております。人
員の増加は先ほど申しましたような人
口の増加ということを見込んだだけで
ございまして、その基準につきまして
は、一級地が七百三十円でございま
したのを千円まで上げるつもりでござ
います。それから第三の教育扶助費で
ございまして、これは前年度に比しま
して十一億七千五百六十一万円の減に
なつております。人員につきまして
は、先ほど申し上げましたような人口増
の比率によつた増加を見込んだのであ
りますが、昨年度に比しまして著しく
減少した金額を見積りしました理由は、
二十七年におきまして見込みました
予算に比しまして、実績が著しく少な
かつたということでありまして、これは
一般に食糧事情が好転したために予定
した学校給食の実施校が案外少なくな
つた、又同時に給食回数が減つておる
ということを斟酌いたしましたことと、
その他昨年度は予算に見込みましたパ
ンの原料の小麦代の一部を政府が負担
いたしましたために単価が、一人一回

十七円五十二銭で平均二円程度下廻つ
た予算を組んだためでございます。純
粋の給食以外の教育扶助につきまして
は、教科書その他の値上りを見込みま
してそれ〴〵学年別によりまして若干
の増加を見込んでございまして、
それから医療扶助費は昨年に比しま
して八億二千二百万円ばかりの増加に
なつております。これは人口増を見込
んでおりますが、単価につきましては
一応現在のままのものを見込んでおる
次第でございまして、その他出産扶助、
葬祭扶助等がございまして、これもこ
れは省略して頂きます。

それから生産扶助費が差引千二百三
十一万円ばかり減つております。これ
は人口増を見込みましたけれども、単
価のほうの大体実績によりましてた
に若干少なくなつておるわけでありま
す。これが少なくなりましたことにつ
きましては、いろいろ私どもも考へてお
りますけれども、現在のこの生産扶
助の基準が一人一件四千円というよう
な額でありましたために、或いはそれ
が少し低過ぎるのじやないかというこ
とも考へられます。なお又その他県で
いて〴〵母子世帯であるとか身体
障害者の世帯に対しては独自の厚生
資金の制度を持つておられますので、
そういうものがこちらのほうに影響い
た見方をいたしておりますが、なお私
どもも実施上十分これは気を付けた
と思つております。

それから施設事務費が二億二千
二百万円ほど増えておりますが、これ
は施設数の増加を見込んでおります
と、それから物価、人件費等の引上を
若干見込んだためでございまして、
それから次は二十七の身体障害者の
保護費でございまして、第一は身体障
害者厚生援護措置の補助これは一億一
千六百八十三万六千円ほど増えてお
ります。これは身体障害者福祉法に基
きまして、身体障害者の援護措置を行
うために補装具でありまして、そうい
つたようなものを支給する、補助金或
いは援護の事務を県が行いますための
補助金でございまして、
それから第二の戦傷病者厚生援護委
託費というのはこれは減で、六千八百
十四万六千円ばかり減つておるわけ
でございまして、これは戦傷病者戦没者
遺家族等援護法というのがございま
すけれども、その十七条、二十一条に
基きまして戦傷病者の更生援護を図
るために昨年度御審議頂きました更生医療
の給付、補装具の支給、こういうもの
をやつておるわけでございまして、こ
れは全額国費で府県に委託でござい
ます。内訳を申し上げますと、更生医
療のほうが一億二千四百三十七万五
千円、補装具等の支給三億四千八百五
十三万一千円でございます。国立光明
寮、国立身体障害者更生指導所、国立
保護所、これはそれ〴〵必要な予算を
組んだものでございまして、国立身体
障害者更生指導所の減を二千三百八十
四万九千円と申しますのは、これは昨
年度の予算は相模原にありましたが、
東京牛込の東京第一病院の裏の元の軍
医学校の敷地に移すための費用が入つ
ております。本年度は大体まあ完成は
いたしましたけれども、骨組ができて
上りましたので、自然減つて来たわけ
でございまして、それから国立保護所も同
様でございまして、昨年別府と伊東に
今で上つたわけでございまして、建築

費その他のほうが不用になりましたの
で、それだけ減を見積つたわけでござ
います。
その次の(6)の身体障害者援護施設整
備費、これは二分の一補助で、県が身
体障害者更生指導所でありまして、か
或いはその他の施設を行います場合に
補助を出すわけでありまして、これは
大体百人収容のものが八カ所見込んで
あるのでございまして、前年通りで
ございまして、
それから婦人保護費、これは御承知
の転落婦人の更生のための収容施設で
ございまして、現在十七カ所にござい
ますが、これは措置費の単価を若干上
げましたために七百九十七万二千円
たつたわけでございまして、
それから地方改善事業費、これは(1)
(2)(3)とございまして、(3)の施設整備費
というのが一番大きいわけでございま
す。千三百四十七万八千円、これは全
国大体四カ所に隣保館を設けたいとい
う費用でございまして、大体一カ所三
百三十万円で、二つの補助、二分の一補助
でございまして、
それから消費生活協同組合の予算、
これは二千四百七十五万三千円の増に
なつております。一番大きい問題は生
活協同組合が〴〵生活改善の施設
をいたします。例えば洗濯をやる
か、或いは風呂場を設けるとか、浴場
を設けるとか、あるいは浴場の資金の
貸付でございまして、これは二千五百
万円でございまして、これを府県に貸付
けますと、府県はその同額を計上いた
しますから五千万円使えるわけであ
ります。一組合が大体自己資本の倍額だ
けというところで百万円を一応の目安
にしておるわけでございまして、限度に

いたしております。現在のところ予算
の基礎といたしましては一組合平均五
十万円と見まして百組合を見ておるわ
けでございまして、これは国から県に貸
しまして、そうして二年据置、五年償
還の計画でございまして、
それから公益質屋でございまして、
これは市町村が設置経営の主体になる
わけでありまして、今年度は五百万円だ
け増えましたわけでございまして、A型
は都市大体十五カ所、B型が町村で十
カ所、A型と申しますのは大体百六十
万円の倉庫を考へております。B型と
申しますのは大体六十万円の倉庫のつ
もりでございまして、これは現在社会福
祉施設でやりまして必ず成功いたしま
して、決して赤字を出さなくて、而も
各府県とも非常に希望があるという
のはこの公益質屋の予算でございま
す。今後ともこういう施設は殖やして
参りたいと思つております。
それから社会福祉施設整備費、これ
は昨年が二億でございしたのが、二
億五千万円で、五千万円の増になつて
おります。これは養老施設から(1)(2)(3)
(4)(5)(6)の宿所の提供施設までは大体昨
年と同じの二億の予算でございするけ
れども、本年度におきましては特に浮
浪者収容施設五千万円の出しにたい
という予算でございまして、これは六
都市に大体限りまして、浮浪者を一時
保護する収容所というものを百人収容
のものを一カ所作りたい、これは二分
の一の補助予算になつております。
それから災害救助費でございするけ
れども、これは七千万円でございする
けれども、実は五千万円しか組んでない
のが今年度は七千万円になつておりま
す。ここに二億九千六百十三万九千円

となつておりますから、二億二千六百十三万九千円だけ減の恰好になつておりますが、これは毎年五千万円だけ組んでおりまして、災害があつたときに精算いたしまして、後から予備費のほうからこちらに廻すというふうな事になつております。当初の予算から申しますと二千万円の増額でございます。

それから日本赤十字社設備の整備費、これが四百万円、これは初めて入りましたもので、これも日本赤十字社法というものが昨年議員提出で出されまして御承知のように成立いたしましたのでありますが、その関係で四百万円だけが今年度の予算に計上されたわけでございます。大体内容は患者の輸送車、濾水器、それから医家、医療器具を入れて歩く箱でございますが、そういうものを考えております。以上が大体社会局関係の予算でございます。

○政府委員(太宰博邦君) それでは児童局関係予算の順序で、同時に只今私どもの考えておりますことを申し上げて御批判、御教示を仰ぎたいと思つております。

予算書では社会局の次に児童局の分が、主なもの載つております。児童保護費、そのうちの児童措置費の四十二億何千が載つておりますが、この経費はその欄外にございますように、各種の児童福祉施設或いは里親等に子供を収容委託いたしますその生活費等でございます。本人で負担できない場合に公けの費用でこれを見る、その見ました費用の十分の八を国庫で負担する、こういう仕組みになつてございます。その施設は現在どれくらいあるかという事は、実はお手許に先ほど

お配りいたしました資料、これは最近の資料を持つて参つたのであります。そのうちの一枚刷りのこういう昭和二十八年度児童保護費の保護人員内訳表というのがございますので、これを見て頂きますと大体そこに施設とか、或いは公けの費用で見ます率、程度、即ち援護率と申しております。そういうものが載つておりますので、あとで御覧頂ければ結構だと思ひます。

この点におきまして、問題は二十七年までは平衡交付金制度に入つておりましたために、地方で任せきりであったと或いは申しても差支えないのである。これは元来生活扶助費と同じように、国が見るべき筋合いのものでありますので、補助金制度にこれを戻さねばならないというので、いろいろ御協力も頂きましたので、今年度から補助金制度に戻つたのであります。平衡交付金制度の時代には、御承知の通り国がその府県財政の足らざるを補足してやれば、府県は適当なる行政をするであらうという前提の下に、その行政は府県のほうに一任した形でありました。その関係でこれを補助金制度にいたしましたので、国が厳密にこの内容を計算して、この補助率を出すというふうな事になりますと、やはりそこいら／＼な問題が出て参るのであります。今年度から戻りましたために、現在において若干の問題があることは私も認めざるを得ないのであります。こういうことを早急に解決して参る、こういうつもりで今折角努力しております。

それから予算書で次の欄に参りまして、小さなところは抜かしますが、季節保育所の補助というのがございます。三千万円、これは純農村におきまして、農繁期に非常に一家総出で以て活動しなければならぬ、そのためにその子を保育することを季節保育所と言つておるのであります。これは前からあつた、昔からあつた制度が途中で切れておつたのであります。非常に評判がよかつたので、これを今年度から復活したい、こういうふうな考えでおります。全国の純農村が約一万の町村の半分を計算いたしましたので、そこで春秋二季に約二十日間ほど季節保育所を開いたと、その場合に、国からはほんの呼び水でございますが、保母さん、及び保母助手を雇い入れますその経費について三分の一を見、こゝろからその次に身体障害児援護費というのが出ております。こゝろは欄外にありますが、こゝろに身体障害児を早く発見して、そうしてこれに対して治療をどうしたらよいかということと相談にのつて指導してやると、療育指導と申しておりますが、その経費及び補具具に対して負担できない分を公けの費用で見えます。こゝろのものが主なる経費でございます。今日におきまして欠けております面は、この療育相談というが、子供を治さねばならぬとわかつた場合に、なか／＼治療費が出ないという問題が一つ現在残されております。子供のことでありますので、これを適当に治療してやりますれば、一生社会の厄介者にならないで過ごせるわけでございますので、この面について何とかしてこの医療費あたりについても負担できない家庭について公けのほうで面倒を見てやるようにし

たいものだ、これは今後に残された問題だと存じております。それから次の九番目の母子衛生という面でございますが、ここに載つておりますのは、右の欄で先ず妊産婦、乳幼児の保健指導、これは妊産婦について母子手帳を交付する、そうして健康診断の過程を記録してやる。生れた子供についてもずつと記録して行つて、健康のめどとする、こういうことをやつております。そのほかに健康診断を保健所及び開業医において妊産婦及び乳幼児についてやつております。さういふ経費がこの一番の保健指導の経費であります。

二番目の母子歯科保健指導補助、これは局の編成上では医務局の歯科衛生課で経費が載せてございますが、これはやはり同様にこの歯のほうについては特に妊産婦及び乳幼児については歯の面について注意をしてやるということ、健康についても非常に大きな影響を持つものと考えて、特に歯科保健指導というのについて別に補助費を出しておるわけでございます。母子衛生の面につきましても今後の問題といたしまして、又近く申上げる機会もあるかと存じます。

それから次の母子福祉対策でございます。母子福祉対策といたしましては七億九千五百万円は計上してございます。そのうち母子相談員の設置費の補助、それから母子福祉資金の貸付というものが主なものでございます。母子福祉資金等の貸付に関する法律が制定せられて、その法律の中にございまして母子福祉資金として生業資金或いは子供の就学資金などについて貸付

けるという制度がございます。それと並んで母子相談員を各府県に配置して、母子家庭の生活指導に当たるといふ面がございます。なおこのほかにその法律の中には、公共施設及び専売公社などが、売店、専売公社の場合にはたばこの小売店を成るべく母子家庭に考へてやるように努めなければならぬという規定もございまして、このうち母子相談員の設置補助は、全国の各社会福祉事務所一人という割合で、これは府県に配置されて、これは世の中いろいろ／＼な酸いも甘いもわかつたような御婦人のかたの相談員で、母子家庭の生活万般に亘つて指導するといふ意味でこれが配置されております。

それから母子福祉貸付資金はその摘要欄にございまして、生業資金から始まりまして、子供の修学資金、修業資金まで約七種に別けて貸付をすることになつております。その成績をちよつと申上げますと、現在までは予算として総額七億四千七百万円でございますが、そのうちで暫定予算としてすでに国会の議決を経ました分は七月末までを合せまして二億四千九百万円が暫定予算として通過しております。これに對しまして全国的の要望でございますが、都道府県で以て当初予算に計上いたしました額が六億一千六百万円でございます。七億四千七百万円と見ますと、若干下廻つた線になつております。これは今後補正予算などで府県で計上されることもあろうかと思ふのであります。なお一つ督促する必要があるように感じております。その六億一千六百万円計上いたしました中で、差当つて四、五カ月分

けるという制度がございます。それと並んで母子相談員を各府県に配置して、母子家庭の生活指導に当たるといふ面がございます。なおこのほかにその法律の中には、公共施設及び専売公社などが、売店、専売公社の場合にはたばこの小売店を成るべく母子家庭に考へてやるように努めなければならぬという規定もございまして、このうち母子相談員の設置補助は、全国の各社会福祉事務所一人という割合で、これは府県に配置されて、これは世の中いろいろ／＼な酸いも甘いもわかつたような御婦人のかたの相談員で、母子家庭の生活万般に亘つて指導するといふ意味でこれが配置されております。

というものについて申請書が出て来ております。で、私どものほうの建前といたしましては、その府県がこの法律によりまして、母子福祉資金を貸付けのために特別会計を設置する、そうして特別会計に一般会計から繰入れした額について国は二分の一を貸付け、こういう建前になっております。で、府県が特別会計に繰入れしたと場合においては、その繰入れしたあとにおいて、私のほうから府県に貸付することになっております。只今までのところ、すでに一回、二回、一回目に三回目がもう出るようになっておりますので、三回まで仮に合せますと、二十八件で、六千三百万円ほどが出る事になっております。いささか全体の母子家庭の要望に対して、府県のほうの予算化が若干遅れているような感じもいたすのでありますが、これは何と申しまして、国の予算が御破算になつて、そして暫定予算としてやつて行くというような点がやはり府県のほうにも大きな影響を与えているように感じるのでございます。

それからこれに対して起債としては約一億一千五百万円というものが認められてございます。次の児童福祉施設の整備でございますが、これは先ほど申し上げましたようないささかな児童福祉施設はまだ設備しななければならない段階にあるのでございまして、非常に府県の要望が強いのでございまして、特に最近の傾向といたしまして、保育所についての設置要望が非常に強くございまして、私どもの予算の十倍近くのものが府県から要望されておるといふ現状でございます。この予算案におきましては、一

応私どもの割振りいたしましたして、前年度の一億一千五百万円に対して二億五千七百万円と、約倍以上の額をこの保育所の設備費に当てておるのでございますが、それにいたしまして今も今申上げたような状況でございますので、今後におきましては、この保育所の対策について飛躍的に考えを進めなければならぬと感じておる次第でございます。児童局の予算面では、細かい点に入つて申上げますればきりがないのでありますが、大体以上が予算に即して申上げておるわけでござい

ます。なお今私ども考えております二、三の点について申上げますと、母子福祉資金の貸付に関連いたしまして、最近孤児のほうで修学資金を貸してもいいという要望が強まつて来ているように考えます。母親一人しかないという子供は気の毒だとは思ふ、併し両親がない孤児のほうは更に一層みじめであるから、この子供たちが社会に巣立ちますときにハンディキャップのつかないように何か考えてもらいたい、その必要性から言えば孤児こそ考えられて然るべきじゃないかといううな要望が出て参ります。これは今後の問題として検討して参りたいと存じます。

なお混血児の問題が最近この春からやかましくなりました。これにつきましてはお手許に「いわゆる混血児童実態調査結果について」という資料を差上げてございまして、これは本年の二月一日現在で、私どものほうで各府県を通じて混血児の数、及びその実態を調査いたしました結果でございます。ここで一枚めくつて頂きましたとこ

ろにいろ／＼説明がございするが、その中ちよつと特に御注意頂きたい点は、その1、2と上から順番がございしますが、二番目の「この調査の対象について」という欄でございまして、その一行目に書いてありますように、「この調査の日までに外国軍人軍属等を父に持ち日本人を母に持つて出生した児童であつて」とあります。従いまして母が日本人である混血児というこ

とであります。それからその二行目の終りのほうに但し書がございするが、さうな場合におきましても、中国人とか韓国人の血統というように、日本人と余り肌の色、目の色、髪の色が変らない者は落して、とに角目の色、頭髪その他が明らかに違つてゐるという、いわゆる今日混血児問題としてやかましく議論の対象になつてゐるその分だけをここで取り上げてゐるのであります。それと次の次に

お書きの所に、「現に児童福祉施設に収容せられてゐる児童は本調査の対象から除外してゐる」この施設におきまする者については、下の欄の5の(1)(2)昭和二十七年、昨年の三月一日現在で、この児童福祉施設に入所してゐる混血児が四百八十二名である、こういうふう書いてございまして、このよう

のうち白い系統が三千、黒い系統が四百というふうな数字になつてございす。これが施設に現在あります児童が、先ほどのように一年古い資料でございするが、約四百八十何人というこ

とでございます。総計いたしまして、私どもいわゆる混血児問題となる対象の数は、四千前後、多くても五千にはならないというふうな私どもは感じておるのでございまして、それにつき

まして、以下戸籍があるとかないとかいろ／＼ございしますが、3のところでは父親の判明の有無別、児童認知の別というところを、ちよつと誤解を招く虞れがありますので申上げておきますが、3のところでは、総数三千四百九十

のうちに大半が軍人、軍属であるということに書いてございす。それから養育の点でございするが、大半がやはり母親の系統で養われておると私は考えております。この8の欄はいろ／＼分析してみれば必要があるのであります。この欄からいたしまして、約七〇多近くの者は母親及び母親系統において養育されておると

いうふうな私どもは見ております。従いまして、父親がその養育を持つ、或いはその大半を分担するというのは、極く限られた数でございまして、かような点からして、混血児の将来を面倒みてやりまするについて、母親がただ徒らに困つてゐるだけで、その父親に対して子供を養育する責任の分担を要望するということについて、何らかのこ

とを考へてやらねばならないのではな

ついても又然りでございます。併しなから、何と申しましても混血児であるというそのこと自体によつていろいろの意味でこの子供たちが一生不幸な目に陥る可能性があるわけでございまして、それにつきましましては、私もはできるだけの配慮をしてみようと思つた。かといふことに考えております。同時に一般の社会の人々に対して、混血児に対して温い眼で見ようというこれは啓発しなければならぬのではないかと考えております。で、当面の問題として、先ほど申しましたように母がたのほうで、これが面倒を見られておるといふことにつきまして、私も何かの方法を講じて、この問題について善処して行きたいといふことに考えております。最近民間の団体、篤志家などにおいても、この混血児問題は単なる一つの混血児の問題じやないんだ、これは更に大きな問題を含んでゐるんだ、できるだけのことをしようじやないかという動きがあるやうに感じております。かような点などについても、こういうような団体の動きというものも、私もとしては促進して行きたいといふふうに考えております。

一つは、その基地周辺の子供たちに対する面でありまして、子供たちがこの自分の家などにおりますると、そのいかかわし風景を見せつけられたりすると、又、外で、道路で遊んでおると、ジョブなどが飛びかつて非常に危険である、かような点からいまして、この子供たちに対する何か遊園地なら遊園地という厚生施設、或いは保育所という厚生施設、或いは全国的に強てくれという要望が非常に強てあります。この面について考えて行きたいと思つております。

それから基地の周辺の大人たちに対しては、この大人たちが子供の幸福といふものを本に真剣に考えているのか、それよりも目先の、間食をして幾らかの収入になる、そういう面が目眩んでゐる点がありやしないかと思つてゐる節がございするので、なおい一段と児童の福祉について成人階層に対する啓蒙をして行きたいと考えております。

それから第三には、駐留軍に関する関係でございます。駐留軍に關しましてはやはり単なる自分たちの兵隊のことばかり考えないで、その基地周辺の子供たちについてもやはり考えてもらつて然るべきだと感じておるのです。この点につきましては、すでに先般日米合同委員会の中に風紀の分科会というものが設けられまして、関係者が相談いたしまして、単なる性病とかさういふような問題だけではない、風紀の面からお互いに協力して行かねばいけませんという結論に到達いたしました。向う側からその傘下の機関に指令を出す、日本側では関係各省次官通牒

を以て各府県に通知をする、そういうので、それ、現地に於いてこの両者の協議会というやうなものを設けまして、そうして極力かような広い面においてこの摩擦をなくするように協力して行く、こういうやうな態勢になつておりますので、日ならずして実を結ぶやうに成果を挙げようと思つております。

な最後、第四番目として、特殊婦人というものがございまして、この特殊婦人に対しまして、いろいろ対策として考えて行かねばならない点があると思つてゐるが、やはり先ず差当つて子供に対する悪影響を防止するといふことは、成人の何人といへども一種の社会的義務でありますので、この人たちの自棄を促すといふことについて手を打つて行きたい、現在さうな四つの点について私も考えを進めて行きたいと思つておる次第でございます。

お手許に配りました資料はそのほかにもこの「児童福祉の現況」といふので、これは概略的なもので、すでに各方面にも配つておるものでございます。大よその概況がわかると思つてゐる。で、お手すきのときでもお読み頂ければ結構だと思つてゐる。なお全国母子世帯の調査結果というのがある、一昨日前にこれが出ましたので、これもまた差し上げてございまして、これなどもまたお読み頂ければ又幸甚に存するものでございまして。歌弁になりましたが、最近の私の私でございまして、申し上げ、併せて予算の説明にいたします。

○委員長(堂森芳夫君) 只今の三局の予算関係の説明に対する御質問がございましたらお願いいたします。御発言がございせんか。

○林了君 安田局長にちよつとお伺ひしたいのですけれども、社会福祉の面で、施設整備の点で二億五千万円これはとつてあります、五千万円を今年増額してありますけれども、社会福祉事業団体のかたゝが、この頃白い羽根とか赤い羽根の募金をやつておられます。あの赤い羽根とか白い羽根の募金をやつておる募金が年々大体十億ぐらゐ入るんだ、それが政府がまあどこか中央でこれを一括して、その社会事業をやつてゐる人たちのいろ／＼設備だとか或いはそれを拡充するんだとかといふやうな方面に向けておるのか、或いはこれを勝手に各県でやつてゐるのか、これをちよつと伺ひたいのですけれども。

○政府委員(安田巖君) 白い羽根のはうはこれは日本赤十字社の募金でございます。それから赤い羽根はわゆる共同募金と申すものでございまして、これは私設の社会事業施設に対して、経常費なり臨時費に對しまして金を出す、こういうことでございまして。それでこの共同募金といたしましては、中央に中央共同募金委員会というのがある、それから地方の各府県に地方の共同募金委員会がございまして。そしてそういう人たちが民間の本当の篤志家が集まりまして金を集めて、又同時にそれを分けておるといふ実情でございます。只今の法律でございまして、政府がそういうものに干渉しないやうな方針になつておりました、金を分けるときの唯一の制約と申しますか、それは共同募金委員会が地方の社会福祉協

議に意見を聞いて、そうして分けるといふことになつておるだけでございまして。

○林了君 さうなことを自由にやらして、私的社會事業の機関に許していいかどうかといふことについての私は政府の方針をお聞きしたいと思つてゐます。

○政府委員(安田巖君) これはいろいろ見方がございまして、大体共同募金といふのは、外国の御承知のコミューニティ・チェストという運動を真似てやつたものでございまして、その考え方から行きますと、本に民間のかたゝの浄財を集めて、それも民間のかたゝが集めて、それを私の社会事業施設に分けるという考え方でおるわけでありまして。さういふやうな考え方では、政府の者はそれに入らないといふことになつておるのであります。併し地方の県当局でありますとか、さういふやうなものを分ける場合は或る程度いろ／＼相談も受けておられます。現在のところではわづ／＼それを官製のものにするとか、或いは官庁の監督権限を特に強めなければならぬといふところの段階ではないんじやないかといふふうな私ども承知いたしております。併し不都合のないようにはいろ／＼注意をいたしております。又さういふことがございしましたならば、一つ／＼の事例につきまして厳重に一つお話をしてみたいと思つております。

○林了君 あの募金の問題は国民は恐らくこれは社会福祉の面に浄財を集めて使われる金だから、正しく又さういふ方面に使われて行くといふ觀念で協力しておると思つてゐます。我々も勿論そ

○常岡一郎君 それは神奈川県など場合は非常に施設が多いのです。福岡県などの場合は非常に少かつたので、当時どちらかというと、県によつて相当これを作らなければならぬにむしるできるだけこれをやらないような傾向があつたようです。それが最近その意味で殖えて来たのですか、それをちよつと聞いたわけです。

○政府委員(太宰博邦君) 昔相当アンバランスがあつたのを最近それを是正するようになって来た。実は率直に申しますと、まだそこまで私ども手が伸びておりません。極力府県に足りないものを伸ばすように言うておりますけれども、まだ十分とは申しかねる。今後としては当然お話のようにその県の要保護児童の実情を把握いたしました、それに反映するような施設を殖やして行くということについて県を指導して参りたい、かように考えております。

○林了君 保険局長おられますか。

○委員(豊(堂森芳夫君) 牛丸課長がおられます。

○林了君 いや牛丸さんにちよつとお聞きしますが、この間、大臣がこで予算の説明をされたときに、社会保障の中で社会保険、特に医療保険の面を最も大きく力を入れなければならぬのだというお話があつたのでなければいけません。私が大蔵省からの今度の暫定予算でなくて、二十八年度の予算の書類を持つて来ておりませんが、それを見たときに、例えば生活保護だとか或いは児童福祉、こういう政策の問題については予算が殖えておりましたが、社会保険全般の費用がたしかこの前の不成

るという数字を見たのですけれども、それはどういふ理由で不成立予算に対しては、かの面では増額がされておるにかかわらず社会保険の面で減額されてゐるか、それをちよつと理由を伺たいと思ふのです。

○説明員(牛丸義留君) 答えたいします。不成立予算と今度の予算の違い、一億何がしの減額は、主として八月から施行されるという恰好になつておつたやうであります。予算が不成立になりまして解散になりました結果、今日の情勢では八月から法律案を通して施行することが困難でございますので、十一月から施行いたしました二カ月半の準備期間を置きまして、保険料の徴収を一月の十五日から徴収をする、従いまして給付が三月から始まるというふうな恰好になつたわけでございますので、その間の事務費の補助金が相当減額されたわけでありまして、その経費が大体一億数千円になるわけでありまして、それ以外については何ら減額された点はないのであります。

○常岡一朗君 社会局長にお尋ねしたいのですが、戦争犯罪人というので刑死された人、そういうかたへに対して何か格別な救済の、或いは何か遺族なりに対しまして今までのやうな方法で救済されたんでしようか。又今後まだそういう点について救済を若ししてなかつたらば、申込まれる場合があるのじやないか、そういう場合に対してはどういうふうにお考えになつておられますしうか、それをちよつとお聞きしたい。

○政府委員(安田巖君) その問題は引

揚援護庁のほうでやつておりますので、私も確かなことは存じませんが、昨年でございました戦没者遺家族援護法、そういうものの適用はされてないのじやないかと思ひますが、なお調べまして、引揚援護庁のほうからお答えするように申しておきます。一般的な措置といつたしましては、生活保護法その他による援護しかございませ

○西岡ハル君 保健所の設置につきま

○委員(長(堂森芳夫君) 公衆衛生局長

○有馬英二君 社会局長が最近、昨日

○政府委員(安田巖君) 私は二十七日

三十、長崎三百十四、熊本二千八百二十、大分千八十、山口三百三十五、それから被害の甚かりを見るために、床上浸水をちよつと申上げますと、福岡六万四千七百五十二でございまして、それから佐賀が二万四千三百二、長崎六千三百二、熊本三千八百十三、大分六千五百五、山口七千二百三、その他いろいろ数字がございまして、大體そんなところでございまして、これで見ますと、福岡、それから熊本、佐賀はどちらとも言えない程度の被害でございまして、その次、それから大分というふうな順序じやないかと思ひます。この二十七日の午後着きましたときは、まだ被害の直接の原因になりました雨が二十五、六日降つたわけでありまして、二十五、六日降つても台風警報が出ておりました、盛んに降つておつたのであります。その日は勿論どこにも連絡がでないやうな状況で、福岡県の知事も民生部長も、久留米市に見舞、視察かたへ参りました、二十七日はどうしても帰つて来れない。二十八日になりました漸く帰つて、二日二晩久留米市に離泊にされたという状況であります。なお知事が県庁まで帰るといふことは、非常に重要な問題でございまして、あらゆる手段を講じたらしいのであります。船も考えましたし、或いは米軍にヘリコプターを頼むとか、水上機を頼むとか、いろいろなことをやりましたけれども、雨が降るし、連絡がとれない、そういうやうな状況であつたわけでありまして、それからその晩一晩は警報通り降りまして、それから二十七、八日もやはり台風警報がออกมาして、これも百ミリ乃至百五十ミリの台風警報が

出まして、やはり二十八日も降りまして、漸く三十日の日にお天道さまが見えたというやうな状況でございまして、それで二十七日はいろいろ各県に連絡をとりましたけれども、無電で被害状況なり、或いは各県でとつた措置なり、或いは我々に対する要望事項なんかをとりましたけれども、その晩のうちに返事が来なくて、二十八日、二十九日に漸く返事が来たというやうな状況でございまして、それから二十八日の朝になりました、建設大臣の一行にお供をいたしました、飛行機で被害地を見ようじやないかということでもございましたので、トラツクに乗りまして、道路が浸水いたしておりましたけれども、佐賀まで無理に参つたのであります。佐賀でその晩に一泊して、二十日、日佐賀県の附近を見て、晩に遅く福岡へ参り参りましたけれども、私が通りました道路の橋が、その晩の雨で又落ちてしまつた、帰りに橋が復旧されるまで待たなければならぬというやうな状況でございまして、向うに三日か四日滞在いたしましたけれども、割に被害の一番ひどいところに行けなかつたというやうな実情であつたわけでございます。で、私どもの大體応急救助の面から見ますと、先ず行きました当時は、人命救助というのが一番問題になつたやうな段階でございまして、久留米市とやうなやうに連絡はとれないというやうなこともあります。そこには筑後川の堤防に、あそこには何百人、ここに何百人というやうに上つていて救いを求めている、或いは村が全部水に流されて、そう

して屋根の上で救いを求めているのをどうして助けるかということでは騒いでいたのであります。一番困りましたのは、何と言つても船が不足だということでもございまして、舟艇が足りないということでもございまして、いろいろ筏を組んだり、或いは漁船等を頼んでおりましたけれども、思うに任せなかつた。そういうときにやはり米軍の援助でありますとか、或いは保安隊の活動というやうなものが非常に力付けられたやうでございまして、殊に保安隊が現地へ出て参りますということ、民心の安定上も、又実際の活動ぶりから見まして、非常に目ざましいものがあつたやうに見て来たわけでありまして、大體筑後川あたりは、この前大正十年の水害のときには、まだ農家が、あの辺でございまして、船を皆持つておつたのださうでございまして、けれども、だん／＼その後筑後川は堤防が改修されました、災害もなかつたものでありますから、昔と比べてやうやうな準備も非常に少なかつたというやうなことも、一つの、人が死んだりいたしました原因になつたかと思ひのであります。

それから食品の給与、炊出しでございますが、これも炊出ししましたものをどうして運ぶかというところが実は問題なんで、いろいろ船を動員いたしましたし連絡いたしましたけれども、それが当初思ひにまかせなかつた。炊出しなんというやうな状況でございまして、そういう状況でございまして、普通場合には握り飯なんかをやるのでございまして、乾パンを大分たくさん買ひまして、そうして運んでおつた

三、山口十四でございまして、それから半響が福岡二千二百八十八、佐賀三百

三、山口十四でございまして、それから半響が福岡二千二百八十八、佐賀三百

三、山口十四でございまして、それから半響が福岡二千二百八十八、佐賀三百

ような状況でございます。

それから佐賀県なんかへ行きますというと握り飯なんかよりは全市のパン屋を動員いたしまして、パンを作らせましてそれをまあ袋につめてどん／＼送っておるというような状況でございますが、殊に飲料水が足りなくなりました。そういたしますと炊事なんかも勿論できませんし、それから乾パンでもりません／＼食べにくいからパンのほうがよいという要求がございまして、福岡ではなか／＼パンができませんというので乾パンを配つておりましたけれども、佐賀ではパンを作つております。小麦粉はありますけれども、イースト菌がないというやうなわけで大分騒いでおつたやうな状況でございます。そういうわけで炊出し等につきましても当初のうちには必ずしも円滑ではなかつたということがあります。思ふのであります。なお私どもの仕事の関係から申しますと、大体炊出しというものは一日が一人三十四円くらいになつておるのであります。乾パンやパンを作りますという、この基準ではとても参りません。乾パンが今五十円くらい農林省の放出のものでもいたします。そういう点で大蔵省とよく話をいたしておるところでございます。それから飲料水でございますが、これも非常に非常に困りまして、忽ちぶつかつた困難な問題でございます。たが、濾水機とか、濾水車、給水車というものがありません。これもやはり米軍から濾水機を借りるとか、保安隊の濾水車が出動するとかいうやうなことでございまして、急場を凌いで参りました。なお又東京のほうにも申しまして、東京、神奈川から現在濾水機を

送つておりますけれども、そういうやうな非常に困難な事情でございます。それから米軍が濾水機、これはどの程度のものか私知りませんが、どの程度になつたものを入れますと水がきれいになるやうであります。そういう濾水機あたりも米軍が無償でくれておつたやうでございます。そのほか消防車を使うとか或いは酒樽に水をつめてトラックで送るとか或いは一升瓶や湯タンポナリを買つてそれにつめて送るというやうな状況でございます。それが少し落付きますと、やかましういわれます。一番毛布を早く寄せということがあります。これは各府県に若干の手持がございまして、福岡あたりも五千枚ばかり持つていたやうでございます。それではとても足りません。大阪に地元の商人を通じて注文をいたしたわけでありまして、これがなか／＼着かないというやうな状況で、将来やはりこういう問題は私ども考えなければいかんと思つております。この点につきましても米軍あたりから相当の放出物資もございました。丁度佐賀へ参りましたけれども、そのときにアメリカ軍が毛布を一万枚出してくれるという話を聞いておつたのであります。まさか一万枚もすぐ届けてくれるとは思わなかつたのであります。私が、私が橋がかかるのを待つておりますうちに、翌日も大きなトレーラー・バスに毛布をたくさん積んで参りました。それから携帯口糧、レーションでございまして、あれを一万食ばかり持つて参りました。それからシヤツとズボンというやうなものは五千分ばかり持つて参つたのであり

ます。その他薬品関係、赤チンとか、それから繻帯とか、そういうやうなものも大分各県がもつております。私のほうでとりました措置といたしましては、現在アメリカの三つの宗教団体が日本の施設に衣料を送つて来ておるのであります。その衣料が一万三千四百人分を被害地に割当てておることになっております。それをすぐに災害用に切換えて使うというのをしております。福岡とそれから長崎でございます。それから、これだけはこれからまだ送つておりませんで、送る措置をとつております。それからララ物資が残つておりましたので、それを九十七梱包、大体一包百人分、或いはそれ以上でございますから、約一万人分、それをすぐ送る手続をいたしたわけであり

ます。それから引揚用の毛布、作業衣袴が舞鶴の援護局に若干ございまして、それから九州にありまして、この検疫所に残つておりましたので、これを毛布が一萬四千九百枚、作業衣袴が七千五百枚、これを三十日の日に送る手続をいたしました。舞鶴のものは海上警備隊のほうの船を使いまして送る手続をいたしたわけでございます。そのほか国立病院や療養所あたりに余つたものがあつたならばそれを出すやうにという手配もいたしたわけでございます。私も同うへ参りまして、手が打てるという程度のことでございます。参りまして、そういうことも非常に喜ばれたわけでございます。それから医療救助活動でございます。これはまあ私は佐賀と福岡だけでございまして、他の府県につきましては推測でございますけれども、割に早く医療班を編成をいたしております。た。保健所を中心をいたしまして、或いは日赤とか国立病院、療養所、或いは県立病院とか済生会の病院とかいふやうなものがそれ／＼二班ずつくらいを組んでいつでも出られるやうな態勢におつたわけでありまして、併し結局災害直後でありまして、医療班が現地に行くことができない。それで福岡のごときも十班ばかり作つておつたのでありますけれども、私が行きましたときは僅かに三班が出て、後はまだ待機しておるといふやうな状況でありまして、勿論その後交通がだん／＼と開けて参りましたらばそういうものはたくさん行つたことと思ひますけれども、そういう点でもやはり何か日赤あたりでも舟艇くらいを持つていまして、いざというときの役に立たないといふやうな問題がございまして、

三十日の日に福岡の筑後川の下流のほうで、久留米のちよつと手前でございまして、大橋村とか善導寺村というのに無理に入つて行つたのであります。そこで見ますと、まだ医療というものは必ずしも十分でないといふやうな感じがいたしました。被害の実情は、例えば佐賀へ行く途中で鳥栖の町を鉄道の線路が通つて、陸橋の上から見ますと、下流のほうが一面向つと湖のやうな状況であります。勿論そういう状況ですから、船でなければ行けない。船でも出してもらえばいいのでありますけれども、食糧を運んだりするのにとて我々までそんなところをの／＼見に行くわけに行かないといふやうな状況であります。それから善導寺村とか或いは大橋村まで行つて参りましたけれども、もう殆んど軒先以上水が入つております。田圃なんかも上から流れた泥でもつて鳥のやうになつております。それから三十日の日に初めて天気になりましたもので、それから、いろ／＼荷物を引出して、それをどぶのやうな色の川で洗ひまして、それを道路とか屋根の上にたくさん乾しておきます。ふとんなんか丸洗ひで、泥だらけ、家の中に泥がこんなに積つておる。街を歩きますときにゴム靴で歩きますと、道路の上に泥がたまつてゐるために入つて行つて足が抜けぬやうな状況の所がたゞさんあります。車なんか勿論通りません。善導寺村に行きましたが、二階に上つておりました。農家なんかでは窓なんか余りないやうな二階で、そこにいろ／＼の収穫いたしたものを入れておるのでありますけれども、そこまで逃げておるうちにだん／＼水が上つて来ておる。そして二階にも浸水してだん／＼危くなるというので、上の薬屋根を破つて逃げた跡があります。その親父さんといふ／＼話を聞いて見ましたが、非常にすごいものであつた。筑後川が決壊した箇所がその村で三百メートルくらい大きな口をあけておりますが、そこから一遍に入つて来た。屋根の上に上つたりして、或いは酒屋の倉庫の屋根などに十数人も避難して救いを求めておるといふ状況で、私が丁度その町長さんと一緒に参つたのであります。町長さんもおられたけ助けしてくれと言つて叫んだのに、俺のほうに先に来ないで、向うに先に行つたといふやうな怒罵言を言われておりました。牛なんかごろ／＼死んで

おつたような状況でございました。それで食糧なんかも殆どそういうわけで浸水いたしました。麦なんかも穫り入れたりしたものが水を冠つたわけでありまして、それを道端にたくさん並べて乾しておる、それが酸酵しまして腐つて妙な臭いがするのです。農林省の人が行きますと、そんなものは使えませんが、飼料にもならない、飼料にする牛が下痢をするしだめだそうでありまして、それでもやはり自分たちが丹念に作ったものでありますから、一生懸命にかき廻したりして乾しております。それから袋の中に入れて豆類なんかも袋を通して芽が出ておるといふような状況でございます。

それから防疫対策でございますが、これは私も行きましたときにはまだそれほど問題になりませんでしたけれども、恐らく今後一番大きな問題になると思ひますが、私が帰りますときには福岡県で四十七名ぐらゐの赤痢患者が出ておりました。昨日の正午現在の調べによりますと、福岡県が大体赤痢が九十九でございまして、佐賀県が十九、長崎県七、熊本県が四十三、大分県が一、山口県七十二という数字が出ております。勿論これは連絡が不十分のため必ずしも正確な数字とは考えられませんが、恐らく落ちておる数字もあると思ひますけれども、まあ現在のところでは、平素の発生件数に比べて特別に多いというところはまだ考えられませんが、併しその中で避難所あたりから収容されておるものの中から赤痢が発生するということがございます。将来やはり集団発生のおそれがあるもので、この点については非常に努力をしなければならぬと思つております。

この防疫用の資材、薬品等でございますが、最初参りましたときには、クロールカルキとかクレゾール石鹼液、生石灰、殊にクロールカルキで浸水地の井戸替をするとか、井戸の消毒をする必要がある、水源地なんか汚染されれば場合には消毒の必要がある。福岡あたりでも百トン以上足りないという状況でございます。本省に私早速手配いたしましたのでございまして、佐賀でも十二トン以上足りないという状況でございます。ところがだんだんその後努力をいたしまして、福岡県に実はメーカーがございまして、小倉に大阪曹達というのが確かある、大牟田市に三井化学なんかがございまして、そういうところが一生懸命生産をするというので、参りました三十日の夜は、すでに一日の朝、小倉からクロールカルキ二十トンが福岡に送られるという状況でございます。勿論この現地で薬品や消毒資材が足りないというのを訴えておられますが、そういうわけでございまして、そういう末端に早く交通が回復いたしましたので、配る必要がある、末端にはないのでありますけれども、併し大体そういう薬品なり或いは防疫資材が地元で補給をし得る見込みが立つたようでございます。なおこちらから薬務局長が参つておりますので、薬務局長がいろいろそういう資材や、殊に薬品につきましての一覧表を持つて参りまして、電報一本ですぐにそういうものを使いましてならば補給ができれば、或いはクロロマイセチンなんかでもすぐ送れるような手配をいたしております。なおクロロマイセチンも三万人分ばかり三十日に飛行機で持つて参りましたので、現在のところでは、

は、そういう面の不自由は恐らくなく、ろうという見通しだと存じます。ただ末端までそういうものが早く届きまして、そうして防疫対策がうまくやれるようになることを願つておる次第でございます。

そのほか生業資金とか、仮設住宅と云うようなものについても相当要望がございましたが、これらは従来災害救助法で考へておりました基準よりは、できるだけ基準をよくいたしますように、現在折衝中でございます。大体見通しがつきましたので、もう一両日中に府県に對しまして通知をいたしまして、府県がいたしました災害救助費につきましまして、私どものほうから概算払いができるようにいたしたいと思つております。

なお豊の要望がございまして、一遍豊が水につかるとどうにもなりません、豊表を何とか心配してくれないかというのを私どもにも願まれたような次第でございます。

なおこの国民健康保険でございますが、やはり浸水地に相当国民健康保険がございまして、こういうものの直営診療所の復旧も必要でございます。なお、なお今後活動しなければならぬ診療所が、運営資金がないためにうまく行かないというようにございまして、そういうような医療費の支払いにつきましましては、保険局のほうで災害地におけるところの貸出しをするような措置をとつておるようでございます。

なおこの国民救済運動というのを厚生省が主催で起しまして、新聞ですでに御承知の通りでございますけれども、そういう運動を起して、義捐金なり或いは救済物資を集めまして、その

窓口と申しますか、世話役を日赤のほうにお願いをいたしております。これまただんだんと効果が上つて来ると思つております。

簡単にございまして、以上で、
○委員長(堂森芳夫君) 只今の安田社会局長の説明に對して御質疑がございませんですか。予算関係の残余は次回に譲りまして、これくらいで今日は散会いたしたいと思います。
午後零時二十八分散会

七月二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、財団法人日本遺族会に對する国有財産の無償貸付に關する法律案

財団法人日本遺族会に對する国有財産の無償貸付に關する法律案
財団法人日本遺族会に對する国有財産の無償貸付に關する法律案
(無償貸付)

第一条 政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第二条により日本国に駐留する合衆国軍隊に提供されてゐる国有財産たる別表第一の建物が、返還された場合において、この法律の施行の際現に東京都千代田区三年町一番地に主たる事務所を有する財団法人日本遺族会(以下「遺族会」という。)が、もとの軍人軍属で公務により死亡した者の遺族(以下「遺族」という。)の福祉を目的とする事業の用に供するときは、遺族会に對し、その建物及び国有財産たる別表第二の土地のうちその建物の使用に必要な部分を、他の法令の規定にかか

わらず、無償で貸し付けることができる。
(用途の制限)
第二条 遺族会は、前条の規定により貸付を受けた財産を左に掲げる事業以外の事業の用に供してはならない。

一 遺族に無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業
二 遺族に無料又は低額な料金で集会所、食堂、理容所、洗たく所等の施設を利用させる事業
三 遺族に生活必需品を費で販売する事業
四 無料又は低額な料金で遺族の生活及び結婚に關する相談に應ずる事業

五 遺族の育英を行う事業
六 その他遺族の福祉を目的として行う事業で厚生大臣の指定するもの
2 遺族会は、遺族会以外の者が前項に規定する事業を行うために使用する場合においては、厚生省令で定めるところにより厚生大臣の承認を受けて、その者に前条の規定により貸付を受けた財産を使用させることができる。
(監督)

第三条 第一条の規定により遺族会に對し国有財産が貸し付けられたときは、厚生大臣は、その貸付の目的が有効に達せられることを確保するため、遺族会に對して、左に掲げる権限を有する。
一 事業又は会計の状況に關し報告を徴すること。
二 貸付の目的に照らして、遺族会の予算が不適当であると認め

る場合において、その予算について必要な変更をなすべき旨を勧告すること。

三 遺族会の役員が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

2 第一条の規定により貸し付けた財産の所管大臣は、遺族会が前条の規定に違反したとき、又は前項の規定による措置に従わなかつたときは、厚生大臣の意見を聞き、第一条の規定による貸付の契約を解除することができる。但し、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

3 第一項第三号の規定により解職を勧告する場合においては厚生大臣、前項の規定により契約を解除する場合においては同項に規定する財産の所管大臣は、それぞれ、解職しようとする役員又は遺族会に弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、解職しようとする役員又は遺族会に對し、あらかじめ、書面をもつて、弁明すべき日時、場所及びその処分をなすべき理由を通知しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

別表第一

東京都千代田区九段一丁目五番地の一 所在

一 鉄筋コンクリート造地下一階付四階建事務所 一棟

建坪 九百六十八坪八合六

勾五才

二階 八百二坪五合七勾八

才

三階 八百二十二坪一合七

勾

四階 六百六十二坪二勾

塔屋 百五十九坪八合四才

地下一階 千百四十坪一合

一勾四才

二 鉄筋コンクリート造地下一階付一階建事務所 一棟

建坪 二十八坪九合五勾

地下一階 四十一坪六合八

勾

三 鉄筋コンクリート造一階建屋

外便所 一棟

建坪 三坪九合

別表第二

東京都千代田区九段一丁目五番地の一 所在

官有地 三千四百六十五坪八合

一勾五才

昭和二十八年七月十七日印刷

昭和二十八年七月十八日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局